

公益社団法人大谷保育協会保育心理士規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人大谷保育協会が認定する保育心理士に関する事項について定める。

(業務)

第2条 保育心理士は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 乳幼児及び保護者への相談及び指導
- (2) 保育者への相談及び指導
- (3) その他必要な事項

(資格)

第3条 公益社団法人大谷保育協会（以下「協会」という。）は、保育心理士（一種、二種）の資格及び称号を授与する。

第4条 保育心理士（一種）とは、次の各号の一に該当する者であつて、協会の認定を受けた者とする。

- (1) 基礎資格の実務経験が5年以上ある者で、協会が行う保育心理士資格取得講座を修了した者
- (2) 協会が認可した学事施設等で設置された保育心理士資格養成課程（一種）を修了し、修了時点で基礎資格の実務経験が5年以上ある者

2 前項の課程修了者で、実務経験が5年未満の者の認定については、別に定める。

3 基礎資格については、別表第1号のとおりとする。

4 第1項の規定にかかわらず、称号を授与することが適当であると保育心理士資格認定委員会において認定された者についても、保育心理士（一種）とする。

第5条 保育心理士（二種）とは、協会が認可した学事施設等に設置された保育心理士資格養成課程（二種）を修了し、協会の認定を受けた者とする。

2 前項の資格を取得した者は、基礎資格の実務経験が3年経過した後、申請により前条に定める保育心理士（一種）となることができる。

(有効期限)

第6条 第4条第1項に定める保育心理士（一種）のおよび第5条第1項に定める保育心理士（二種）の有効期限は、5年間とする。

2 資格の更新については、別に定める。

(保育心理士資格認定委員会)

第7条 保育心理士の資格取得及び認定等に関する必要な業務を行うため、保育心理士資格認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(保育心理士会)

第8条 保育心理士の育成及び資質向上を目的として、保育心理士会を置く。

2 保育心理士会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 保育心理士に関する事務は、公益社団法人大谷保育協会事務局が行う。

附 則

この規程は、理事会の承認を得た日（2000年4月20日）から施行する。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得た日（2001年12月26日）から施行する。

2 この規程施行の際、従前の規程により授与された保育心理士の称号は、この規程による保育心理士（一種）の称号とみなす。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得た日（2004年7月22日）から施行する。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得た日（2008年7月22日）から施行する。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得た日（2014年5月15日）から施行する。

附 則

1 この規程は、2016年9月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得た日（2017年5月16日）から施行する。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得た日（2017年8月30日）から施行する。

附 則

1 この規程は、2018年5月15日（理事会承認日）から施行する。

別表第1号

保育心理士（一種）基礎資格

保育士、幼稚園教諭、小中高教員、特別支援教員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、栄養士、看護師、准看護師、医師、薬剤師、司書教諭、学校心理士、認定心理士、臨床発達心理士、養護教諭
--